

平成 27 年 2 月 3 日
佐世保地方総監部契約課

「意見価格」等の聴取に関するご協力についてお願い

平素から、海上防衛と当地方総監部の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。警戒監視活動をはじめとする日々の任務を粛々と実施できますことは、皆様のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、当地方総監部では平成 26 年 10 月から、随意契約によることができる、いわゆる少額の随意契約について、より多くの事業者に参加いただけるよう「オープンカウンター方式」による調達を推進してまいりました。多くの事業者に参加いただいている現状において、市場の把握はますます重要になっております。これを踏まえ、市場の実態を調査することを目的に、参入事業者から標準価格又は基本料金（以下「意見価格」という。）等、契約締結の参考となる市場を聴取することといたしました。

1 概 要

一般競争に付することが適当な、市場性のある物品又は役務の調達に関して、参入事業者から「意見価格」等を聴取いたします。

これにより、「意見価格」等を参考とした市場の実態をリアルタイムに把握することができ、予算の有効活用と、より市場に適応した「予定価格」の設定が可能となります。

2 実施手順

- (1) 佐世保地方総監部契約課において、繰り返し調達が予想されるような仕様の情報を「海上自衛隊調達情報ホームページ（入札公告）」「佐世保地方総監部契約課入口」「佐世保商工会議所」などに掲示します。
掲示期間は、当該仕様の所要がなくなるまでとなります。
(ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>)
- (2) 「意見価格」等の聴取にご協力いただける事業者は、掲示された仕様の情報の中から、「意見価格」等を提供できる案件を選定し、仕様内容を確認いただいた上で、様式適宜により契約課へ提出していただきます。(FAXでの提出可) また、一度提出した「意見価格」等の変更は自由ですので、経済動向や価格の変動による意見を反映できます。(「意見価格」等の変更の際には、適正な予算執行等に資するため、その理由を付していただきます。)
- (3) 契約課において「意見価格」等を審査し、「調達要求元」及び「原価計算部門」へ情報を提供します。

3 「意見価格」の無効

- (1) 社会通念上、市場から著しく逸脱した見積価格
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭なもの

4 その他

- (1) 「意見価格」等は実際の入札や見積合わせに影響するものではありませんので、各事業者の実情を反映したものとします。したがって、価格の他に、市況の現状や実際の商慣習といった実情も付記して意見を表明することも可能です。
- (2) 「意見価格」をもって、受注等特定の事業者が不利益を被ることはありません。また、いただいたご意見は、予算の有効活用及び予定価格の設定以外の目的で使用することはありません。
- (3) 「意見価格」を含め、いただいたご意見などは他者に公開いたしません。

(お願いに当たって)

国の施策である「公共調達の適正化」にあって、国民への説明責任が我々にある以上、透明性、公正性及び競争性の確保は絶対条件です。このような中にあって、この度の「意見価格」等の聴取は、より良好な調達環境を整備し、参入事業者と対等の協力関係を形成していくためのお願いです。

「オープンカウンター方式」による調達を開始して以降、防衛大綱にも掲げられております「地域コミュニティとの連携」を具現化したものとして、地域の皆さまにも評価いただき、多数の事業者から新規の参入をいただくことができました。この機会を捉え、さらに地域コミュニティとの連携を図ってまいる所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

佐世保地方総監部経理部

契約課長 鈴木紀貴

「意見価格」の聴取について、ご不明な点があれば、佐世保地方総監部契約課までお問い合わせください。

〒857-8567 長崎県佐世保市平瀬町 18 番地

佐世保地方総監部経理部契約課審査係

電話 0956-23-7111（内線 3252） FAX 0956-24-4199